

県直営による公の施設の管理運営状況

| | |
|--------|-----------------|
| 施設の名称 | 群馬県女性相談所 |
| 所在地 | — |
| 所管部局・課 | 生活文化スポーツ部 県民生活課 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

| |
|--------------------|
| 売春防止法、群馬県婦人相談所設置条例 |
|--------------------|

2 施設の役割

| |
|---|
| <p>(1) 設置目的 売春防止法に基づき、要保護女子の転落の未然防止と更生保護を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として、その早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護を行うこと</p> <p>(2) 設置当初の状況 女性が貧困などの外的要因により売春に転落し、その結果、被害者の立場に立たされるという事実が存在する限り、刑罰を科するのみでは売春問題は解決しないという観点から、昭和31年に売春防止法が制定され、要保護女子の更生を目的に女性相談所が昭和32年に設置された。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 昭和32年に設置されてから、60年以上が経過し、その間、社会情勢の動向や女性を取り巻く環境等の変化により、入所者の入所理由も様変わりしている。平成13年に配偶者暴力防止法が制定され、平成14年から女性相談所が「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担うことになり、暴力被害者女性の相談、保護、自立支援等の業務も実施している。また、様々な問題(経済的・精神的・人身取引)を抱える女性の保護、自立支援も行っている。</p> |
|---|

3 施設の概要

| | |
|---------------|--------------|
| 設置年月日 | 昭和59年3月16日 |
| 敷地面積(所有者) | — |
| 主な施設(床面積、階数等) | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| 建設費 | — |
| 備考 | |

◇入園料・利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

| 区分 | 金額 | |
|----|----|--|
| — | — | |

4 施設における実施事業

売春防止法に基づき要保護女子の転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として、その早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護等を行う。

(1) 相談

要保護女子等の早期発見、配偶者等からの暴力をはじめとして、人間関係、家庭生活の破綻、生活の困窮などの日常生活を営む上での何らかの問題を抱える女性の相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。

(2) 調査

助言指導に必要な事項について、本人及びその家庭環境等の実態を把握するための調査

(3) 判定

より適切な具体的援助を行う基礎資料を得るため、医学的判定、心理学的判定、職能的判定を必要に応じて行う。

(4) 指導・援助

相談・判定・調査の結果に基づき、本人状況に応じて、ハローワーク、住宅、各種社会資源等の情報提供、専門的な法律相談、保護命令等の利用援助等の効果的な指導・援助を行う。

(5) 一時保護

保護を要すると認められた者について、本人の申請に基づき一時保護を行い、必要な生活指導と自立支援を行う。

5 管理運営コストの状況

(千円)

| 区 分 | 30年度(当初予算額) | 29年度(決算額) | 28年度(決算額) | 27年度(決算額) | 26年度(決算額) |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳 入 (1) | 15,367 | 20,513 | 18,516 | 18,501 | 18,115 |
| 国庫支出金 | 15,248 | 20,410 | 18,357 | 18,300 | 17,911 |
| 雑入(人権男女課) | 119 | 103 | 159 | 201 | 204 |
| 歳 出 (2) | 112,831 | 119,758 | 124,260 | 115,888 | 112,762 |
| 常勤職員 | 52,631 | 63,441 | 59,019 | 55,446 | 56,048 |
| 非常勤職員 | 46,810 | 46,164 | 48,362 | 47,999 | 47,355 |
| 委託費 | 7,253 | 4,141 | 4,145 | 4,121 | 3,952 |
| 事業費 | 6,137 | 6,012 | 12,734 | 8,322 | 5,407 |
| 歳入・歳出の差額(1)-(2) | ▲ 97,464 | ▲ 99,245 | ▲ 105,744 | ▲ 97,387 | ▲ 94,647 |
| 歳入・歳出の主な増減理由 | H28事業費:車購入(2,082)、施設維持整備費(4,533)の増 H29国庫支出金:算定基準額の増 | | | | |

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

| | 30年度 | 29年度 | 28年度 | 27年度 | 26年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 6 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| 非常勤職員 | 25 | 24 | 25 | 25 | 25 |
| 合 計 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |

7 施設利用の状況

| 区 分 | 30年度※ | 29年度 | 28年度 | 27年度 | 26年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間利用者総数(延べ人員) | 4,592 | 4,532 | 4,834 | 5,347 | 5,130 |
| 相談件数(人) | 3,845 | 3,601 | 4,000 | 4,360 | 4,287 |
| 入所者延べ人員 | 747 | 931 | 834 | 987 | 843 |
| 無料利用者数(延べ人員) | 747 | 931 | 834 | 987 | 843 |
| 目標利用者数(人) | — | — | — | — | — |
| 施設稼働率(%) | — | — | — | — | — |
| 稼働率対象施設(設備) | — | | | | |

| | |
|------------|--|
| 利用者の主な増減理由 | <p>相談件数の減少については、他機関の相談窓口が充実してきたことも要因の一つと思われる。</p> <p>利用者延べ人員については、年度により入所者数及び入所期間に差があり、経年による比較が困難。</p> |
|------------|--|

※ 見込数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

| 区分 | 検討結果・理由等 |
|---------|--|
| 施設の必要性 | <p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 女性相談所は売春防止法第34条第1項に基づき、都道府県に義務設置とされ、昭和32年に要保護女子の転落の未然防止保護更生を図ることを目的に設置された。 平成14年には配偶者暴力防止法に基づく暴力被害女性の保護を図ることなどを目的とする「配偶者暴力相談センター」の役割も担うことになった。 その後、平成15年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」による女性のホームレスに対する自立支援連携、平成16年「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護に対象が拡大された。これらの被害者は公的機関に相談していない被害者も潜在的に多くいると思われ、対象者の自立支援に向け、なくてはならない施設である。 </p> |
| 指定管理者制度 | <p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 女性相談所は売春防止法に基づき、県に設置義務のある施設である。 また、女性相談所は「婦人相談所に関する政令」第1条において、婦人相談所長は県知事の補助機関である職員であることと定められている。 県内唯一の施設であり、類似のサービスを提供できる団体、事業所はなく、業務内容も売春防止法に基づく要保護女子の転落の未然防止・保護更生、及び配偶者暴力防止法に基づく暴力被害女性の保護・自立支援、家庭関係破綻者・生活困窮者等の保護、援助、人身取引被害者の保護など、幅広いニーズに対応する必要があり、県が直営で実施することが望ましい。 </p> |
| 業務等の見直し | <p> <input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> 近年、暴力被害女性とその同伴児の入所が多く、被害者と同様に子どもも心理的な被害を受けているケースが多いことから、暴力被害女性と同様に同伴児に対しても様々な面からの支援が必要であり、市町村、関係機関等の連携強化に努めていきたい。 </p> |